

## 別紙

## 公開概要書

受付日	2月22日	回答日	3月4日	担当課	環境衛生課
意見等の内容	<p>ごみステーションの管理について</p> <p>ごみステーションの管理は地元で行っているが、分別不徹底や収集時間以降に出された等で取り残しとなっているごみは、担当役員が再分別や片付けを行っており、少額の手当で過酷な労働に従事している。</p> <p>取り残しとなったごみを出された方を特定するために、場合によってはゴミ袋を開いて内容物の確認を行うこともある。確認作業中に感染症に罹患するリスクもあり、このようなことは止めさせるべきである。</p>				
回答の内容	<p>ごみステーションは各自治会により設置していただき、地域の皆様が維持・管理をされています。</p> <p>市では、ごみステーションに出されたごみの収集にあたり、分別不徹底や収集時間以降に出されたごみは、取り残し措置をしております。</p> <p>取り残したごみは、出された方に分別をきちんとしていただく、収集時間を守っていただくなど改善のうえ再度出していただくことにしておりますが、猶予や啓発の期間としている約1週間が経過しても改善が見られない場合、担当役員の皆様よりご連絡をいただいたうえで、環境衛生課が収集をいたします。</p> <p>取り残しのごみが改善されないまま放置されている場合、担当役員の皆様が代わりに分別を行われている実態があるとお聞きしています。ごみステーションを良好な状態で維持・管理されることで地域の環境美化に貢献いただき感謝申し上げます。</p> <p>市としましては、ゴミ袋を開口されての内容物確認や分別の代行まではお願いしておりませんので、取り止めることを検討されてはいかがでしょうか。</p>				